

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 《里兆法律资讯》通过多渠道发送，旨在向企业、社会公众提供最新的中国法律及资讯信息、以及律师研究成果等公益法律服务；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明、免责声明、以及其他更多内容，请访问里兆律师事务所网站中的“[里兆法律资讯](#)”栏目；
- 您还可关注微信公众号“里兆视野”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」は最新の中国法律及び弁護士による研究成果など公益の一助となる法律サービスを企業及び一般向けに提供することを目的として、多様なチャネルから配信しております。
- 「里兆法律情報」の受信閲覧規則、著作権表示、免責事項、及びその他さらに多くのコンテンツをご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」欄にアクセスしてください。
- WeChat 公式アカウント「里兆視野」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。



Issue 807-2023/01/17~2023/01/30

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 国务院办公厅转发商务部科技部关于进一步鼓励外商投资设立研发中心若干措施的通知..... 2
- 国家发展和改革委员会印发《失信行为纠正后的信用信息修复管理办法（试行）》..... 3
- 长三角地区市场监管领域轻微违法行为不予处罚和从轻减轻处罚规定..... 4
- 上海市人民政府关于印发《上海市提信心扩需求稳增长促发展行动方案》的通知..... 4
- 广东省人力资源和社会保障厅、广东省卫生健康委员会关于进一步做好《广东省人口与计划生育条例》相关假期贯彻落实工作的通知..... 5

二、最新资讯

- 中国外商投资指引（2022 版）（中英日韩文版）..... 6
- 国家知识产权局就《商标法修订草案》公开征求意见..... 6

三、里兆解读

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 外国投資者の投資による研究開発センターの設立を一層後押しするための若干措置に関する商務部科学技術部による通知の国务院令による転送..... 2
- 国家発展・改革委員会による「信用喪失行為是正後の信用情報回復管理弁法（試行）」の公布..... 3
- 長江デルタ地域市場監督管理分野における軽微な違法行為の不処罰及び処罰軽減規定..... 4
- 「上海市において自信強化、需要拡大、安定成長、成長促進に向けた取り組みを推進するための行動計画」公布に関する上海市人民政府による通知..... 4
- 「広東省人口と計画生育条例」における休暇規定の更なる貫徹に関する広東省人的資源・社会保障庁、広東省衛生健康委員会による通知..... 5

二、新着情報

- 中国外商投資ガイド(2022 年版)(中国語・英語・日本語・韓国語版)..... 6
- 国家知的財産権局が、「商標法改正草案」についてパブリックコメントを募集している..... 6

三、里兆解説

- 当前疫情防控政策下员工感染新冠后的企业应对要点..... 7

四、近期热点话题..... 11

一、最新中国法令

- [国务院办公厅转发商务部科技部关于进一步鼓励外商投资设立研发中心若干措施的通知](#)

【发布单位】国务院办公厅
 【发布文号】国办函〔2023〕7号
 【发布日期】2023-01-18
 【内容提要】该通知提出支持开展科技创新、提高研发便利度、鼓励引进海外人才、提升知识产权保护水平等四方面 16 条措施。其中包括：

支持开展科技创新
<ul style="list-style-type: none"> ■ 鼓励开展基础研究。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 支持外资研发中心依法使用大型科研仪器、国家重大科技计划项目的科技报告和相关数据。 ➢ 对于外商投资设立的为本区域关键共性技术研发提供服务的新型研发机构，各地可在基础条件建设、设备购置、人才配套服务、运行经费等方面予以支持。 ■ 鼓励普通高等院校、科研院所、职业学校与外资研发中心合作开展技术攻关并保护双方知识产权。 ■ 支持外商投资设立开放式创新平台类研发中心。支持对入驻平台的企业适用“一址多照”、集群注册等登记方式。 ■ 鼓励金融机构在风险可控、商业可持续的前提下，为外资研发中心开展科技创新、从事基础和前沿研究提供金融支持。 ■ 鼓励和支持外资研发中心承担国家科技任务，参与国家重大科技计划项目。
提高研发便利度
<ul style="list-style-type: none"> ■ 支持研发数据依法跨境流动。 ■ 优化知识产权对外转让和技术进出口管理流程。研究对跨国企业集团内部技术跨境转移给予便利化安排。

- 現行の感染症蔓延防止政策の下で新型コロナに感染した従業員に対する企業の対処ポイント. 7

四、トピックス..... 11

一、最新中国法令

- [外国投資者の投資による研究開発センターの設立を一層後押しするための若干措置に関する商務部科学技術部による通知の國務院弁公庁による転送](#)

【発布機関】國務院弁公庁
 【発布番号】国弁函〔2023〕7号
 【発布日】2023-01-18
 【概要】本通知において、科学技術イノベーション創出の振興後押し、研究開発の利便性向上、海外人材登用の奨励、知的財産権保護水準の向上など、4つの面から16項目の施策を打ち出している。それには、以下のものが含まれる。

科学技術イノベーション創出の振興を後押し
<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎研究を奨励する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外資系研究開発センターが、大型科学研究器具、国家重大科学技術計画事業の科学技術報告書及び関係データを法に依拠し使用することを認める。 ➢ 本区域の重要基盤技術の研究開発にサービスを提供するために外国投資者の投資によって設立された新タイプの研究開発機構に対して、各地において、インフラ建設、設備購入、人材関連サービス、運営経費などの面で支援することができる。 ■ 一般の高等教育機関、科学技術研究機関、職業学校と外資系研究開発センターが、両者の知的財産権保護を前提に連携し、技術上の難題を解決することを奨励する。 ■ 外国投資者が投資しオープンイノベーション拠点としての研究開発センターを設立することを認める。入居企業に対して、「一住所・他免許」、「集団登録」などの登記方法を適用することを認める。 ■ 外資系研究開発センターによる科学技術イノベーション創出の振興、基礎・先端的研究に対して、金融機関がリスクは制御可能であり、業務を継続して行くことが可能であることを前提に、金融面でのサポートを実施することを奨励する。 ■ 外資系研究開発センターが国家科学技術事業を引受け、国家重大科学技術計画事業に参画することを後押しする。
研究開発の利便性向上
<ul style="list-style-type: none"> ■ 研究開発データの法に依拠した越境流通を後押しする。 ■ 知的財産権の対外譲渡及び技術輸出入の管理プロセスを最適化する。多国籍企業グループ内における技術の越境移転の利便性確保のための体制構築について検討する。

<ul style="list-style-type: none"> 支持对外资研发中心出于研发目的暂时进境的研发专用关键设备、测试用车辆等按规定延长复运出境期限。
<p>鼓励引进海外人才</p> <ul style="list-style-type: none"> 提高海外人才在华工作便利度。允许外资研发中心以团队为单位，为团队内外籍成员申请一次性不超过劳动合同期限的工作许可和不超过 5 年的工作类居留许可，为海外人才在华长期居留、永久居留提供便利。 鼓励海外人才申报专业人才职称。 <p>为外资研发中心聘用的海外高端人才和紧缺人才参与职称评审建立绿色通道，放宽资历、年限等条件限制，允许将其海外工作经历、业绩成果等作为评定依据，符合条件的可直接申报高级职称。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加强海外人才奖励资助。鼓励各地对外资研发中心聘用的符合条件的海外高端人才和紧缺人才，在住房、子女教育、配偶就业、医疗保障等方面给予支持；对领军人才及其团队从事重点研发项目予以资助。 支持金融机构按规定为在外资研发中心工作的海外人才便利化办理真实合规的跨境资金收付业务。
<p>提升知识产权保护水平</p> <ul style="list-style-type: none"> 加快完善商业秘密保护规则体系。 加强知识产权保护中心建设。为包括外资研发中心在内的企业提供集快速审查、快速确权、快速维权于一体的一站式综合服务。 全面落实知识产权侵权惩罚性赔偿制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content_5737692.htm

● 国家发展和改革委员会印发《失信行为纠正后的信用信息修复管理办法（试行）》

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】国家发展和改革委员会令 第 58 号
【发布日期】2023-01-17
【实施日期】2023-05-01
【内容提要】根据该办法：

- 信用主体依法享有信用信息修复的权利。除法律、法规和党中央、国务院政策文件明确规定不可修

<ul style="list-style-type: none"> 外资系研究開発センターが、研究開発目的で、一時的に中国に輸入した研究開発専用の重要設備、テスト用車両などについて、規定に従い再輸出期限を延長することを認める。
<p>海外人材登用の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外人材の中国就労の利便性を向上させる。外资系研究開発センターがチーム単位で、チーム内の外国籍メンバーのために、労働契約期間を超えない 1 回限りの就労許可及び 5 年を超えない就労類居留許可を申請することを認め、海外人材の中国での長期滞在、永住に係る手続きの利便性を向上させる。 海外人材が「専門職」資格の付与を申請することを奨励する。外资系研究開発センターにて雇用する海外の高度人材及び不足している人材が資格認定審査に参加する際に特例措置を設け、キャリア、年数などの条件の制限を緩和する（その者の海外におけるキャリア、実績成果などを根拠に評価を行い、条件に適合すれば、高度専門職資格の付与を申請できる）。 海外人材に対する支援の拡充。外资系研究開発センターにおいて雇用される、条件に適合している海外の高度人材及び不足している人材に対して、各地において住宅、子女の教育、配偶者の就業、医療保障などの面で支援することを奨励する。旗振り役となる人材及びそのチームが実施する重要な研究開発プロジェクトに対して、経済的援助を行う。 外资系研究開発センターに勤務する海外人材が真実性、適法性確保のもとで行う国境を超えた資金の受け払いに対して、規定に従い、利便性の高いサービスを提供するよう金融機関に働きかける。
<p>知的財産権の保護水準向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業秘密保護ルール体系の整備を加速させる。 知的財産権保護センターの機能を強化する。外资系研究開発センターを含む企業に対して、審査、権利確認、権利主張といった一連の手続きを迅速に行えるよう、ワンストップ総合サービスを提供する。 知的財産権権利侵害に対する懲罰的賠償を制度として具体化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content_5737692.htm

● 国家発展・改革委員会による「信用喪失行為是正後の信用情報回復管理法（試行）」の公布

【発布機関】国家発展・改革委員会
【発布番号】国家発展・改革委員会令 第 58 号
【発布日】2023-01-17
【実施日】2023-05-01
【概要】本弁法によると、以下の通りである。

- 信用情報主体は、信用情報回復の権利を法に依拠し有する。法律、法規及び中国共産党中央委員会、国

复的情形外，满足相关条件的信用主体均可按要求申请信用信息修复。

- 信用信息修复，是指信用主体为积极改善自身信用状况，在纠正失信行为、履行相关义务后，向认定失信行为的单位（即“认定单位”）或者归集失信信息的信用平台网站的运行机构（即“归集机构”）提出申请，由认定单位或者归集机构按照有关规定，移除或终止公示失信信息的活动。
- 信用信息修复的方式包括移出严重违法失信主体名单、终止公示行政处罚信息和修复其他失信信息。
- 以普通程序作出的对法人和非法组织组织的行政处罚信息，信用平台网站应当进行归集和公示。被处以警告、通报批评的行政处罚信息，不予公示。其他行政处罚信息最短公示期为三个月，最长公示期为三年，其中涉及食品、药品、特种设备、安全生产、消防领域行政处罚信息最短公示期一年。最短公示期届满后，方可按规定申请提前终止公示。最长公示期届满后，相关信息自动停止公示。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202301/t20230117_1346719.html

- [长三角地区市场监管领域轻微违法行为不予处罚和从轻减轻处罚规定](#)

【发布单位】安徽省、上海市、江苏省、浙江省市场监督管理部门

【发布文号】皖市监法〔2023〕1号

【发布日期】2023-01-16

【实施日期】2023-03-01 至 2028-02-29

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://scjgj.jiangsu.gov.cn/art/2023/1/16/art_78964_10728400.html

- [上海市人民政府关于印发《上海市提信心扩需求稳增长促发展行动方案》的通知](#)

【发布单位】上海市人民政府

務院政策文書において、回復してはならないと明確に定められている場合を除き、所定の条件を満たしている信用情報主体はいずれも規定に従い信用情報の回復を申請することができる。

- 信用情報回復とは、信用情報主体が、自身の信用状況を積極的に改善すべく、信用喪失行為を正し、義務を履行した後、信用喪失行為の認定機関（即ち、「認定機関」）又は信用喪失情報を集約する信用プラットフォームウェブサイトの運営機関（即ち、「集約機関」）に申請し、当該認定機関又は集約機関が関係規定に従い、そのリストから削除される又は信用喪失情報の公示を終了することを指す。
- 信用情報の回復方法には、深刻な信用喪失情報主体リストからの削除、行政処罰情報の公示終了及びその他信用喪失情報の回復がある。
- 普通手続きにより法人及び非法人組織に対して下された行政処罰情報は、信用プラットフォームウェブサイトにおいて集約し公示しなければならない。警告、譴責による行政処罰情報は公示しない。その他の行政処罰情報の公示期間は最短で3ヶ月とし、最長で3年間とし、そのうち、食品、薬品、特種設備、安全生産、消防分野の行政処罰情報の公示期間は最短で1年間とする。公示の最短期間満了後、規定に従い公示の早期終了を申請することができる。公示の最長期間満了後、係る情報の公示は自動的に終了となる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202301/t20230117_1346719.html

- [長江デルタ地域市場監督管理分野における軽微な違法行為の不処罰及び処罰軽減規定](#)

【発布機関】安徽省、上海市、江蘇省、浙江省市場監督管理部門

【発布番号】皖市監法〔2023〕1号

【発布日】2023-01-16

【実施日】2023-03-01 から 2028-02-29 まで

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://scjgj.jiangsu.gov.cn/art/2023/1/16/art_78964_10728400.html

- [「上海市において自信強化、需要拡大、安定成長、成長促進に向けた取り組みを推進するための行動計画」公布に関する上海市人民政府による通知](#)

【発布機関】上海市人民政府

【发布文号】沪府规〔2023〕1号
【发布日期】2023-01-28
【实施日期】2023-02-01 至 2023-12-31
【内容提要】该方案提出开展助企纾困行动、援企稳岗扩岗行动、恢复和提振消费行动、扩大有效投资行动、**外贸保稳提质行动**、外资稳存量扩增量提质量行动、产业创新提升行动、营造国际一流营商环境行动、**加强要素服务保障行动**、重点区域领跑行动等十方面内容，并提出相关措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230128/1c6b7736232d465ab0423c0e31110ac6.html>

● **广东省人力资源和社会保障厅、广东省卫生健康委员会关于进一步做好《广东省人口与计划生育条例》相关假期贯彻落实工作的通知**

【发布单位】广东省人力资源和社会保障厅、广东省卫生健康委员会

【发布日期】2023-01-11

【实施日期】2023-01-11

【内容提要】该通知对相关问题提出贯彻实施意见：

- 奖励假和陪产假期间的工资待遇如何计算？
- 育儿假应如何请休（如何计算？能不能叠加、可不可以拆分）？
- 护理假应如何请休（如何计算？能不能叠加、可不可以拆分，父母为外省户籍的情况可不可以请休）？
- 育儿假、护理假的工资待遇如何计算？
- 育儿假、护理假能不能补休？
- 休了育儿假、护理假还能不能休职工带薪年假？

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://hrss.gd.gov.cn/zwgk/xxgkml/bmwj/gfxwj/content/post_4082488.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【发布番号】滬府規〔2023〕1号
【発布日】2023-01-28
【実施日】2023-02-01 から 2023-12-31 まで
【概要】本方案において、企業の苦境脱却支援、雇用安定・雇用創出企業の支援、消費回復・活性化、投資拡大、**外国貿易の安定維持及び品質向上促進**、外国投資者による対中投資の規模安定化・外資利用の質の向上、産業のイノベーション創出・成長促進、国際的に最高水準のビジネス環境形成、**事業を進めるのに必要な要素の確保・サービス強化**、重点区域における先駆者創出など(10 項目)の観点から、施策を打ち出している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230128/1c6b7736232d465ab0423c0e31110ac6.html>

● **「广东省人口与计划生育条例」における休暇規定の更なる貫徹に関する广东省人的資源・社会保障厅、广东省卫生健康委员会による通知**

【発布機関】广东省人的資源・社会保障厅、广东省卫生健康委员会

【発布日】2023-01-11

【実施日】2023-01-11

【概要】本通知において、実施上の観点から意見を述べている。

- 褒賞休暇及び出産付き添い休暇期間中の賃金待遇はどのように計算するのか？
- 育児休暇の取得方法(どのように計算するのか？同時に加算して取得することは可能か、分割して取得することは可能か)？
- 介護休暇の取得方法(どのように計算するのか？同時に加算して取得することは可能か、分割して取得することは可能か、両親の戸籍地が他の省にある場合、休暇を取得することは可能か)？
- 育児休暇、介護休暇中の賃金待遇の計算方法？
- 育児休暇、介護休暇について、振替休日を付与することは可能か？
- 育児休暇、介護休暇を取得後、年次有給休暇を取得することは可能か？

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://hrss.gd.gov.cn/zwgk/xxgkml/bmwj/gfxwj/content/post_4082488.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

● [中国外商投资指引\(2022版\)\(中英日韩文版\)](#)

日前，商务部发布中英日韩文版[《中国外商投资指引\(2022版\)》](#)。内容包括走进中国（含中国概况等）、投资中国、外商在华投资的法律制度、外商投资办事流程、外籍人士在华生活五部分。

（里兆律师事务所 2023 年 01 月 28 日编写）

● [国家知识产权局就《商标法修订草案》公开征求意见](#)

日前，国家知识产权局起草了[《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》](#)，现向社会征求意见（截止日期为 2023 年 02 月 27 日）。

该《征求意见稿》将商标法扩充为 10 章 101 条。其中，新增 23 条，从现有条文中拆分形成新条文 6 条，实质修改条文 45 条，基本维持现有法条内容 27 条。其修改的主要内容包括：

- 顺应时代发展要求，服务经济社会高质量发展。包括增加“促进商标使用、服务与商标品牌建设”一章等。
- 维护社会公平正义，营造公平竞争的市场秩序。包括规制商标恶意注册等。
- 完善商标授权确权程序，固化“放管服”改革成果。包括缩短提起异议申请的期限、在优化异议审查模式基础上取消不予注册复审程序、增加禁止重复注册相关规定等。
- 强化商标使用义务，引导商标注册回归制度本源。包括在申请阶段增加商标使用或者使用承诺的要求、建立商标注册后每 5 年主动说明商标使用情况制度等。
- 加强商标专用权保护，打击商标侵权行为。
- 加强商标监督管理，规制商标违法行为。

（里兆律师事务所 2023 年 01 月 28 日编写）

二、新着情報

● [中国外商投資ガイド\(2022年版\)\(中国語・英語・日本語・韓国語版\)](#)

先頃、商務部は、中国語・英語・日本語・韓国語版の[「中国外商投資ガイド\(2022年版\)」](#)を公布している。それには、中国へ行く(中国の概要など)、中国への投資、中国での外商投資企業における法制度、外商投資手続きの流れ、中国での外国人の生活の 5 つの内容が含まれる。

（里兆法律事務所が 2023 年 01 月 28 日付で作成）

● [国家知的財産権局が、「商標法改正草案」についてパブリックコメントを募集している](#)

先頃、国家知的財産権局が[「中華人民共和國商標法改正草案\(意見募集案\)」](#)を起草し、パブリックコメントを募集している(締切日は、2023 年 02 月 27 日である)。

本「意見募集案」では、商標法の章節数、条文数を 10 章 101 条に増やしている。そのうち、23 か条が新たに追加され、既存の条文から分割されて新たな条文になったものは 6 か条あり、実質的な修正が行われたものは 45 か条あり、旧条文内容がほぼ維持されているものは 27 か条ある。主な修正内容は以下のとおりである。

- 時代の変化に対応し、経済社会の良質な発展に寄与する体制整備の観点から、「商標の使用促進、サービス向上及び商標・ブランドの構築」などの章節を追加している。
- 社会公平主義の維持、公正な競争が確保された市場づくりの観点から、悪意による商標登録を規制するなど。
- 商標の授権・権利確定プロセスの整備および「行政の簡素化と権限委譲、規制緩和と管理強化の両立、行政サービスの最適化」改革成果定着の観点から、異議申立期間の短縮、並びに異議審査プロセスを改善した上で、拒絶査定に対する不服審判手続きを廃止する、二重登録禁止規定を追加するなど。
- 商標登録制度本来の目的、即ち「商標登録は、使用するために行うものである」との観点から、商標の使用義務を強化する(それには、出願段階において、商標を使用している、あるいは将来の使用を誓約するという規定を増やし、商標登録後 5 年ごとに商標使用状況を自発的に説明するなどの制度構築が含まれる)。
- 商標の専用権保護を強化し、商標権侵害行為を摘発する。
- 商標の監督管理を強化し、商標法違反行為を規制する。

（里兆法律事務所が 2023 年 01 月 28 日付で作成）

三、里兆解读

● 当前疫情防控政策下员工感染新冠后的企业应对要点

2022年12月26日,国家卫生健康委员会发布2022年第7号公告(“《公告》”),将新型冠状病毒肺炎更名为新型冠状病毒感染;自2023年01月08日起,解除对新型冠状病毒感染采取的《中华人民共和国传染病防治法》规定的甲类传染病预防、控制措施。新型冠状病毒感染不再纳入《中华人民共和国国境卫生检疫法》规定的检疫传染病管理。

同日,国务院应对新型冠状病毒感染疫情联防联控机制综合组公布《关于对新型冠状病毒感染实施“乙类乙管”的总体方案》(“《总体方案》”),自2023年01月08日起,对新型冠状病毒感染实施“乙类乙管”。依据传染病防治法,对新冠病毒感染者不再实行隔离措施,不再判定密切接触者;不再划定高低风险区;检测策略调整为“愿检尽检”等。

《公告》、《总体方案》一出,意味着历时三年的新冠疫情防控进入一个新的阶段。从企业角度,不可避免会面临新的用工管理问题,为此,我们对可能出现的一些问题,进行了如下梳理和解答(以Q&A的形式),供企业参考。

Q1: 实施“乙类乙管”之后,员工感染新冠期间,用人单位如何支付工资?

自2023年01月08日新冠调整为“乙类乙管”后,《中华人民共和国传染病防治法》第四十一条¹及《人力资源社会保障部办公厅关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知》第一条²规定将不再适用。

以后,感染新冠就相当于得了普通疾病,不再享有特殊待遇。员工感染新冠期间的工资,用人单位将根据员工的实际请假类别或办公状态据实支付,简要罗列如下:

1. 如员工感染后,与用人单位协商居家办公的,则按照正常出勤处理,支付正常工资或双方另行协商;
2. 如员工感染后,其正常出勤上班的,则支付正常工资;
3. 如员工感染后,前往医院就诊,在开具病假证明后向用人单位申请病假的,则支付病假工资;

三、里兆解説

● 現行の感染症蔓延防止政策の下で新型コロナに感染した従業員に対する企業の対処ポイント

2022年12月26日、国家衛生健康委員会は2022年第7号公告(「公告」)を發布し、「新型コロナウイルス肺炎」の名称を「新型コロナウイルス感染症」へと改めた。2023年1月8日からは、新型コロナウイルス感染症に対する「中華人民共和國伝染病予防治療法」に規定された甲類伝染病としての予防、制御措置が解除され、新型コロナウイルス感染症は、「中華人民共和國国境衛生檢疫法」で規定する檢疫伝染病管理対象から外れることになる。

同日、國務院新型コロナウイルス感染蔓延対処防止連携制御総合チームは、「新型コロナウイルス感染症に対する『乙類乙管理』の実施に関する全体方案」(「全体方案」)を公布し、2023年1月8日以降は、新型コロナウイルス感染症に対して「乙類乙管理」を実施するとした。伝染病予防治療法に基づき、新型コロナウイルス感染者に対しての隔離措置を実施せず、濃厚接触者の判定を行わず、高低リスク地域の画定を実施せず、PCR検査方針は「希望者のみに対する検査実施」へと調整される。

「公告」、「全体方案」が發布されたことで、3年にわたる新型コロナウイルスの蔓延防止政策が新たな段階に入ったことを意味する。企業としては、新たな雇用管理問題に直面することは避けられず、そのため、企業の参考に資するため、生じ得であろう疑問点を以下の通り整理し、Q&A形式で回答する。

Q1: 「乙類乙管理」の実施後、従業員が新型コロナに感染した期間中は、使用者はどのように給料を支払うべきか?

2023年1月8日から、新型コロナウイルス感染症に対し「乙類乙管理」が実施されると、「中華人民共和國伝染病予防治療法」第41条¹及び「新型コロナウイルス感染に関する肺炎感染症蔓延防止期間における労働関係問題の適切な処理に関する人的資源社会保障部弁公庁による通知」第1条²の規定は適用されなくなる。

今後は、新型コロナに感染することは一般的な病気になり患することに等しく、特別扱いはされなくなる。従業員が新型コロナに感染した期間中の給料は、使用者は従業員の実際の休暇種別や勤務状態に基づいて支給することになる。以下簡潔に整理する。

1. 従業員が感染した後、使用者と在宅勤務について協議する場合、通常出勤として見なし、通常の給料を支払うか、又は双方が別途協議する。
2. 従業員が感染した後、通常出勤した場合、通常の給料を支払う。
3. 従業員が感染した後、病院で受診し、病気休暇証明書を発行した後に使用者に病気休暇を申請した場合、病気休暇中の給料を支払う。

4. 如员工感染后，其不愿前往医院就诊，直接申请调休、年休假或事假的，如用人单位批准的，则支付相应假期工资；
5. 如员工感染后，不履行任何请假手续直接不出勤的，则用人单位有权基于实际情况、根据规章制度对其进行处分。

Q2：实施“乙类乙管”之后，员工感染新冠，一定有病假工资吗？

原则上不是。

如上所述，自 2023 年 01 月 08 日起，感染新冠回归到普通疾病管理，严格意义上，员工只有停止工作治疗、根据公司规章制度完成病假流程（通常需要提交医疗机构开具的病假证明），员工才能享受病假工资。

但是，现实情况是，目前全国范围内医疗资源较为紧张，新冠感染者前往医院就诊并取得病假证明并不容易实现。在此，我们也建议，用人单位可以出台阶段性友好政策，比如：当员工提交核酸或抗原检测阳性结果后，可以直接享受 3-7 天病休（无需提交病假单），对于超出 3-7 天以外的部分，则员工有义务提供病休证明。该类政策可以尝试实施两到三个月。等到医疗资源紧张状况缓解后，用人单位可以取消该阶段性政策，要求员工严格按照规章制度中的病假管理要求，提供医院出具的病假证明。

Q3：如果员工在 2023 年 1 月 7 日之前感染新冠的，1 月 8 日之后才恢复、转阴，用人单位如何支付工资？

原则上以 2023 年 01 月 08 日为分界点，在此之前，根据《人力资源社会保障部办公厅关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知》第一条支付正常工资；在此之后（含当日），工资如何发放参考 Q1。

Q4：实施“乙类乙管”之后，员工感染新冠后坚持上班单位能拒绝吗？

原则上不能拒绝。

自 2023 年 01 月 08 日起，虽然《总体方案》仍建议无症状感染者和轻症感染者落实居家自我照护，但是，新冠已不再按甲类传染病管理，且员工实际是否上班可能还与其工资、考勤息息相关，鉴于此，如果员工感染新冠后自己认为可以正常上班

4. 従業員が感染した後、病院で受診せずに、直接に振替休暇、有給休暇又は私用休暇を申請し、使用者が許可した場合、相応の休暇中の給料を支払う。
5. 従業員が感染した後、休暇手続きを一切履行せずに出勤しない場合、使用者は実際の状況に基づき、規則制度により処分する権利を有する。

Q2：「乙類乙管理」の実施後、従業員が新型コロナに感染した場合、必ず病気休暇中の給料を支払わなければならないか？

原則的にはそうではない。

上記したように、2023 年 1 月 8 日からは、新型コロナの感染は一般的な疾病として取り扱われることになり、厳密な意味においては、従業員は治療のために勤務を停止し、会社の規則制度に基づき病気休暇の手続きを完成させることにより（通常は医療機関が発行した病気休暇証明書を提出する必要がある）、従業員は病気休暇中の給料を受け取ることができる。

しかし、現時点での実際状況は、全国的に医療資源が逼迫しており、新型コロナ感染者が病院で受診し、病気休暇証明書を取得することは容易ではない。そこで、使用者は段階的な寛大措置を実施するとよく、例えば、従業員が PCR 又は抗原検査の陽性結果を提出した後は、3～7 日間の病気休暇を直接に取得することができる（このとき、病気休暇証明書を提出する必要はない）、3～7 日を超える部分については、従業員は病気休暇証明書を提出する義務がある、というものである。このような政策を 2～3 か月実施してみて、医療資源の逼迫問題が緩和された後は、使用者はこの段階的な措置を廃止し、従業員には規則制度における病気休暇管理要求に厳格に従い、病院が発行した病気休暇証明書を提供すよう求めるとよい。

Q3：従業員が 2023 年 1 月 7 日以前に新型コロナに感染し、1 月 8 日以降に回復し、陰性となった場合、使用者はどのように給料を支払うべきか？

原則として 2023 年 1 月 8 日を分岐点とし、この日より前においては、「新型コロナウィルス感染に関する肺炎感染症蔓延防止期間における労働関係問題の適切な処理に関する人的資源社会保障部弁公庁による通知」第 1 条に基づき通常の給料を支払う。この日以降（当日を含む）の給料をどのように支給するかについては Q1 を参照する。

Q4：「乙類乙管理」の実施後、従業員が新型コロナに感染したが出勤を続けようとする場合、使用者はその出勤を拒否することができるか？

原則として拒否することはできない。

2023 年 1 月 8 日以降、「总体方案」においても無症状感染者と軽症感染者については、在宅自己療養の実施を提案しているが、新型コロナはすでに甲類感染症として管理されておらず、且つ従業員が実際に出勤するかどうかは給料、出勤管理と密接にかかわってくるもので

的，用人单位通常不得拒绝。

Q5：实施“乙类乙管”之后，用人单位还可以要求员工进行核酸或者抗原检测吗？

可以，但有限制，不能增加员工负担，相关费用应由用人单位承担。

虽然新冠自 2023 年 01 月 08 日调整为“乙类乙管”，但其仍属于传染病范畴，我们认为，用人单位可以基于自身利益考虑制定相关疫情防控政策。但是，考虑到国家政策大方向的调整，用人单位自行出台的相关政策不应额外增加员工的负担或损害员工的利益。用人单位如果要求员工需要提供核酸检测或者是抗原检测的话，用人单位应该承担此项费用。

Q6：实施“乙类乙管”之后，员工以同住人感染新冠为由请假，用人单位如何应对？

视情况讨论，原则上用人单位可要求员工正常上班。

根据《总体方案》，自 2023 年 01 月 08 日起，不再有“密切接触者”与“隔离”的概念了。届时，即使同住人感染新冠，用人单位仍有权要求员工本人正常上班。

当然，如员工本人需要照顾同住人的，可考虑与用人单位协商居家办公，或者向用人单位提出年休假、育儿假、事假等申请，经批准后方可休假。

Q7：实施“乙类乙管”之后，员工能否以同事阳性、怕被传染为由拒绝上班吗？

不能。

实施“乙类乙管”之后，针对新冠将不再采取隔离措施，员工不能仅仅因为同事阳了、怕被感染为由拒绝提供劳动，否则，属于旷工，用人单位有权依据规章制度给予相应的处分。

当然，如果员工考虑到自身身体状况（比如：有严重基础病）或家庭人员情况（比如：家中有年迈老人），实在担心感染的，建议与用人单位协商居家办公，或者自行申请年休假、事假等，以避免与阳性同事有过多接触。

Q8：实施“乙类乙管”之后，员工感染新冠，如劳动合同到期，可以主张劳动合同顺延吗？有关于解

ある可能性があるため、従業員が新型コロナに感染した後、自身が正常に出勤できるとの認識があれば、使用者は通常拒否することはできない。

Q5：「乙類乙管理」の実施後、使用者は従業員対しに PCR 又は抗原検査を要求することができるか？

要求できるが、制限があり、従業員の負担を増やすことはできず、係る費用は使用者が負担しなければならない。

2023 年 1 月 8 日以降、新型コロナは「乙類乙管理」へと調整されるが、それでも依然として伝染病の範疇に該当しており、使用者は自身の利益を考慮して感染症蔓延防止関連政策を制定することができると考えられる。しかし、国家政策の大きな方向転換を考慮し、使用者が自ら制定した関連政策が従業員の負担を増やしたり、又は従業員の利益を損なうことはできない。使用者が従業員に PCR 検査又は抗原検査の提供を求める場合、使用者はこの費用を負担しなければならない。

Q6：「乙類乙管理」の実施後、従業員が同居人の新型コロナ感染を理由に休暇を申請する場合、使用者はどのように対応するべきか？

状況に応じて検討する必要があるが、原則として使用者は従業員に正常な出勤を求めることができる。

「全体方案」によると、2023 年 1 月 8 日以降、「濃厚接触者」及び「隔離」という概念はなくなる。その際、同居人が新型コロナに感染しても、使用者は従業員本人に正常な出勤を求めることができる。

当然ながら、もしも従業員本人が同居人の看病をする必要がある場合は、使用者と在宅勤務について協議し、又は使用者に有給休暇、育児休暇、私用休暇などを申請して、許可を得てから休暇を取得することができる。

Q7：「乙類乙管理」の実施後、従業員は同僚が陽性であり、感染を恐れているという理由で出勤を拒否することができるか？

できない。

「乙類乙管理」の実施後は、新型コロナに対して隔離措置が実施されなくなったことで、従業員は同僚が陽性となってしまったため、感染を恐れているという理由だけで労働の提供を拒否することはできない。さもなければ、無断欠勤扱いとなり、使用者は規則制度に基づき相応の処分を与えることができる。

当然ながら、従業員が自身の体調（例えば、深刻な基礎疾患がある等）や家族の状況（例えば、家に高齢者がいる等）を考慮して、感染することは特に心配がある場合は、使用者と在宅勤務について協議し、又は有給休暇、私用休暇などを申請して、陽性となった同僚との接触を避けるようにするのがよい。

Q8：「乙類乙管理」の実施後、従業員が新型コロナに感染し、その労働契約が期間満了したとき、労働契約

雇の特別保護吗？

视情况讨论。

在“乙类甲管”时代，根据《人力资源社会保障部办公厅关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知》第一条规定，如员工感染新冠，则在隔离治疗期间或医学观察期间，用人单位不得依据劳动合同法第四十条、四十一条解除员工劳动合同，在此期间，劳动合同到期的，也应相应顺延。

自2023年01月08日调整为“乙类乙管”后，用人单位将无需遵守上述规定。届时，如果员工感染新冠病毒后，根据公司规章制度申请了病假，且在规定的医疗期内，则根据《劳动合同法》第四十二条、四十五条，其仍享受劳动合同顺延和解雇保护。如果员工没有申请病假或已不在规定医疗期的，则劳动合同可到期终止，亦不享有解雇保护（存在其他特殊情况除外，比如，三期员工）。

Q9: 实施“乙类乙管”之后，如果员工在日常工作中感染新冠，能否认定为工伤？

基本上不能认定为工伤。

在实施“乙类甲管”期间，《关于因履行工作职责感染新型冠状病毒肺炎的医护及相关工作人员有关保障问题的通知》规定了医护及相关工作人员因履行工作职责，感染新冠肺炎或因感染新冠肺炎死亡的，应认定为工伤。后续，随着“乙类乙管”的推进，医护人员因履行工作而感染新冠，是否仍然可以认定为工伤，还有待政策解释。

但是，无论如何，对于其他普通员工在日常工作中感染新冠是否属于工伤，截至目前，是未有专门规定的。所以，针对此类人员，还是需要根据工伤一般认定标准进行认定。

《工伤保险条例》第十四条第一款规定，在工作时间、工作场所因为工作原因受到意外伤害的，应当认定为工伤。但是，员工在工作时间和工作场所感染新冠，很难判断是因为工作原因直接导致的，并且感染本身属于患病，并不能算是意外伤害，所以，基于该条，较难认定为工伤。另外，《工伤保险条例》第十四条第四款规定，患职业病应该被认定为工伤。目前，新冠也未被列入《职业病分类和目录》中，所以，基于该条，不能认定为工伤。

の順延を主張することができるか？解雇に関する特別な保護はあるか？

状況に応じた検討が必要である。

「乙類甲管理」が実施されていた時期には、「新型コロナウイルス感染に関する肺炎感染症蔓延防止期間における労働関係問題の適切な処理に関する人的資源社会保障部弁公庁による通知」第1条の規定に基づき、従業員が新型コロナに感染した場合、隔離治療期間又は医学观察期間中において、使用者は労働契約法第40条、41条に基づき従業員の労働契約を解除してはならず、その期間中に労働契約が満了した際には、その終了日も順延しなければならないとされていた。

2023年1月8日に「乙類乙管理」へと調整された後は、使用者は上記の規定を遵守する必要はない。その際、従業員が新型コロナに感染した後は、会社の規則制度に基づいて病気休暇を申請し、所定の医療期間内であれば、労働契約法第42条、45条に基づき、労働契約の順延と解雇からの保護を受けることになる。従業員が病気休暇を申請しなかった場合、又は所定の医療期間が満了した場合、労働契約は期間満了を以て終了させることができ、解雇からの保護も受けることはない（妊娠・出産休暇・授乳期間中の従業員など他の特別な状況は除く）。

Q9: 「乙類乙管理」の実施後、従業員が日常業務において新型コロナに感染した場合、労災認定が可能か？

基本的に労災認定はできない。

「乙類甲管理」の実施期間中、「業務職責の履行により新型コロナウイルス肺炎に感染した医療従事者及び関係職員の保障問題に関する通知」は、医療従事者及び関係職員が業務職責の履行により、新型コロナ肺炎に感染し、又は新型コロナ肺炎に感染して死亡した場合、労災と認定すべきであると定めている。今後、「乙類乙管理」の推進に伴い、医療従事者が業務の履行によって新型コロナに感染した場合にやはり労災と認定できるかどうかについては、政策の解釈が出されるのを待つ必要がある。

しかし、いずれにせよ、他の一般従業員が日常業務において新型コロナに感染した場合に、これが労災に該当するかどうかについて、現在のところ、専門的な規定はない。したがって、これらの人員に対しては、労災の一般認定基準に基づいて認定する必要がある。

「労災保険条例」第14条第1項では、勤務時間中、勤務場所内において、業務に起因して負傷した場合、労災と認定しなければならないと定められている。しかし、従業員が勤務時間中、勤務場所内において新型コロナに感染しても、それが業務に起因して患したものであると判断することは困難であり、且つ感染自体が病気であり、事故による負傷とは言えないため、本規定に基づいて労災と認定することは困難である。また、「労災保険条例」第14条第4項では、職業病に罹患した場合は労災と認定しなければならないと定めている。現在、新

型コロナは「職業病分類及び目録」中には記載されていないため、本規定に基づいて労災と認定することもできない。

最后，如果员工感染了新冠，在工作时间和工作岗位，突发疾病死亡或者在 48 小时之内经抢救无效死亡的，因符合《工伤保险条例》第十五条第一款，我们认为，可以视同为工伤。

Q10：实施“乙类乙管”之后，外籍人员出入境管理有何变化？

根据《总体方案》第三（十二）条及国务院应对新型冠状病毒感染疫情联防联控机制外事组 2022 年 12 月 27 日发布的《关于中外人员往来暂行措施的通知》，自 2023 年 01 月 08 日起：

1. 来华人员在行前 48 小时进行核酸检测，结果阴性者可来华；
2. 取消入境后全员核酸检测和集中隔离；
3. 取消“五个一”及客座率限制等国际客运航班数量管控措施；
4. 进一步优化复工复产、商务、留学、探亲、团聚等外籍人士来华安排，提供相应签证便利；
5. 逐步恢复水路、陆路口岸客运出入境。

（作者：里兆律师事务所 董红军、张玉娟）

最後に、従業員が新型コロナに感染し、勤務時間中、勤務部署において、突然発病し死亡し又は 48 時間以内に応急手当をしたにもかかわらず死亡した場合、「労災保険条例」第 15 条第 1 項に該当するため、労災と見なすことができると考えられる。

Q10：「乙類乙管理」の実施後、外国籍人員に対する中国出入国管理にはどのような変化があるか？

「全体方案」第 3(12)条及び国务院新型冠状病毒感染蔓延对处防止連携制御外事チームが 2022 年 12 月 27 日に発布した「中国国内外人員往来暫定措置に関する通知」によると、2023 年 1 月 8 日以降の管理措置は以下の通りである。

1. 中国に入国する人員は出発前 48 時間以内に PCR 検査を行い、結果が陰性であれば中国に入国することができる。
2. 入国者全員に対する PCR 検査と集中隔离の実施は廃止する。
3. 国内外の航空会社に対する国際線 1 航路、週 1 便の制限と搭乗率制限などの国際旅客便数管理・抑制措置を廃止する。
4. 操業・生産再開、ビジネス、留学、親族訪問などで来訪する外国籍人員の中国渡航手続きをさらに最適化し、対応するビザの便宜を提供する。
5. 水路、陸路検問所の旅客輸送通関を段階的に再開する。

（作者：里兆法律事務所 董红军、张玉娟）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [公司“欠债”，未届出资期限的股东应该承担什么责任？——从《公司法（修订草案）》看“股东出资加速到期”的原委及立法变化](#)
- [当前疫情防控政策下员工感染新冠后的企业应对要点](#)
- [鼓励外商投资产业目录（2022 年版）](#)

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [会社の借金に対し、出資期限が到来していない株主はどのような責任を負うことになるのか？——「会社法（改正草案）」の視点から「株主の出資に対する期限の利益喪失」に関する経緯と立法の変化を考察する](#)
- [現行の感染症蔓延防止政策の下で新型コロナに感染した従業員に対する企業の対応ポイント](#)
- [外商投資奨励産業目録（2022 年度版）](#)

¹ 《中华人民共和国传染病防治法》第四十一条：“……在隔离期间，实施隔离措施的人民政府应当对被隔离人员提供生活保障；被隔离人员有工作单位的，所在单位不得停止支付其隔离期间的工作报酬……”。

¹ 「中華人民共和國傳染病預防治療法」第 41 条：“……隔離期間中、隔離措置を実施する人民政府は隔離された人員に生活保障を提供しなければならない。隔離された人員に雇用組織がある場合、所在先の組織はその隔離期間の労働報酬の支給を停止してはならない……”。

² 《人力资源社会保障部办公厅关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知》第一条：“对新型冠状病毒感染的肺炎患者、疑似病人、密切接触者在其隔离治疗期间或医学观察期间以及因政府实施隔离措施或采取其他紧急措施导致不能提供正常劳动的企业职工，企业应当支付职工在此期间的工作报酬，并不得依据劳动合同法第四十条、四十一条与

职工解除劳动合同。在此期间，劳动合同到期的，分别顺延至职工医疗期期满、医学观察期期满、隔离期期满或者政府采取的紧急措施结束。”。

²「新型コロナウイルス感染に関する肺炎感染症蔓延防止期間における労働関係問題の適切な処理に関する人的資源社会保障部弁公庁による通知」第 1 条:「新型コロナウイルス感染による肺炎患者、感染の疑いのある患者、濃厚接触者の隔離治療期間又は医学観察期間及び政府による隔離措置又はその他の緊急措置により通常の労働を提供できない企業従業員に対して、企業は従業員のこの期間中の労働報酬を支払わなければならない、労働契約法第 40 条、41 条に基づいて従業員と労働契約を解除してはならない。この期間中、労働契約の期限が切れた場合、その終了日は従業員の医療期間満了日、医学観察期間満了日、隔離期間満了日、又は政府による緊急措置終了日に順延する。」